

# 速報！さくらユウワ通信

## 令和6年4月1日から相続登記が義務化されます

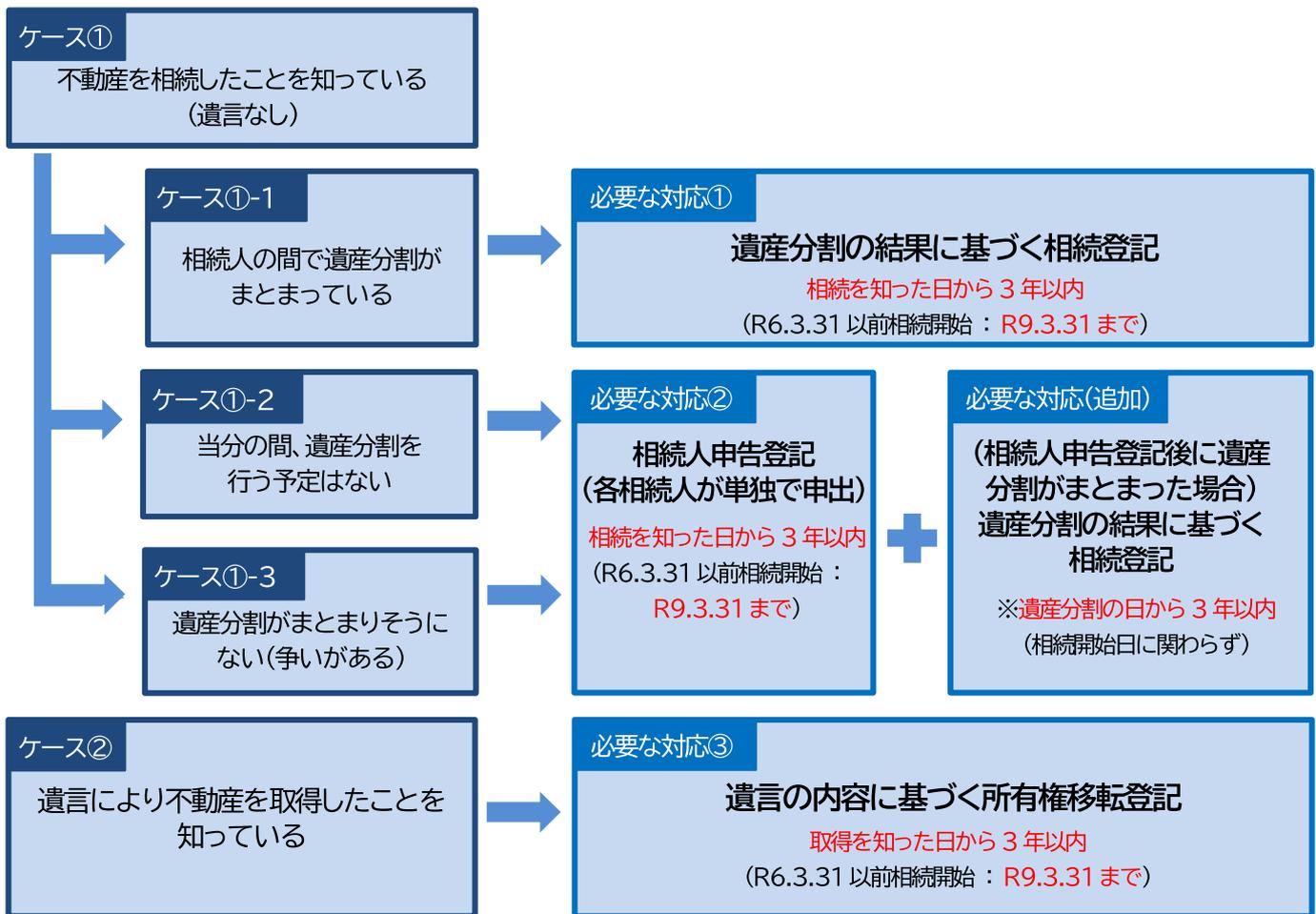
「相続登記の義務化」は令和6年4月1日から始まります。  
**令和6年4月1日より前に相続した不動産**も、相続登記がされていないものは**義務化の対象**となりますので注意が必要です。(3年間の猶予期間があります。)

### 内容について

- ① 相続人は、不動産(土地・建物)を相続で取得したことを知った日から**3年以内**に、相続登記をすることが法律上の義務になります。
  - ② 遺産分割(相続人間の話合い)で不動産を取得した場合も、別途、遺産分割から3年以内に、遺産分割の内容に応じた登記をする必要があります。
- ①と②いずれについても、正当な理由がないのに相続登記をしない場合、10万円以下の過料(行政上のペナルティ)が科される可能性があります。

### 必要な対応について

まずは相続人の中で早めに遺産分割の話合いを行ってください。その結果、不動産を取得した方は、法務局で相続登記をする必要があります。早期の遺産分割が難しい場合には、今回新たに作られた「相続人申告登記」の手続を法務局ですることによって、義務を果たすこともできます。



ご不明な点等ございましたら、各担当者へお気軽にお問い合わせ下さい。 【熊本本部 本村】